

令和5年第6回天草市教育委員会定例会会議録

1 期 日 令和5年5月25日（木）午後2時開会

2 場 所 天草市役所 庁議室

3 本会議に出席した教育委員等

教 育 長	石 井 二三男	委 員	木 下 えり子
委 員	行 合 八恵子	委 員	吉 森 啓 司
委 員	池 崎 教 授	委 員	平 道 千 春

4 本会議に出席した事務局職員

教 育 部 長	平 野 貢 司	教育総務課長	本 多 俊 隆
学校教育課長	赤 星 潤 一	生涯学習課長	岡 田 恵
学校給食課長	緒 方 勇 人	文化課長	大 石 明 彦
学校教育課審議員	堀 田 美 穂	学校教育課課長補佐	松 本 祥 司
学校教育課教務係長	盛 田 達 矢	学校給食課管理係長	袋 田 一 貴
文化課課長補佐	小 川 隆 基	文化課世界遺産・キリシタン資料館係長	松 下 慎 司
教育総務課総務企画係長	松 下 美 紀		

5 本会議に付した議題等

(1) 議題

議第26号 天草市いじめ防止対策審議会委員の委嘱について

議第27号 第3次天草市学校給食基本計画の策定について

(2) 協議・報告

(1) 令和5年度学校評議員について

(2) 国指定重要文化財「祇園橋附石造記念碑」保存修理検討委員について

(3) 天草市文化的景観学術検討委員について

(4) 令和5年6月行事予定について

(5) 令和5年度天草市奨学生の決定について

6 会議の概要

(1) 開会

石井教育長： ただ今から、令和5年第6回天草市教育委員会定例会を開催する。傍聴人がいないことを確認する。

(2) 前回会議録の承認

石井教育長： 前回の会議録であるが、何か意見はないか。なければ承認してよろしいか。
(全員承認する)

(3) 教育長報告

石井教育長： 運動会は無事に今のところ終わっており、28日に本町小、秋に本渡南小の2校を残すのみである。コロナ関係は、5月8日より5類に移行した。インフルエンザも流行

していたが、小中学生については大きな影響はなかった。

(4) 議題

議第 26 号 天草市いじめ防止対策審議会委員の委嘱について

石井教育長： 事務局より説明をお願いします。

赤星学校教育課長： 本件は、4月教育委員会定例会で提案したところだが、医療分野の委員についてこのほど天草郡市医師会から推薦があったので、天草市いじめ問題対策連絡協議会等設置条例第11条第2項の規定に基づき、委員を委嘱するものである。ご推薦いただいたのは大塚泌尿器科クリニック院長の大塚芳明氏である。附属機関の委員を委嘱するには、天草市教育長に対する事務委任規則第2条第1項第10号の規定により教育委員会の議決を経る必要があるため提案するものである。なお、任期は、令和5年5月25日から令和7年4月30日までである。

行合委員： このいじめ防止対策には会議がいくつかあるが、種類は。

赤星学校教育課長： 天草市いじめ防止基本方針により、天草市いじめ問題対策連絡協議会が15人以内の委員をもって組織されている。また、附属機関として天草市いじめ防止対策審議会が委員10人以内で組織されている。その2つと、重大事態が発生した際に調査をする委員会として、天草市いじめ再調査委員会がある。

行合委員： 役割の違いは何か。

赤星学校教育課長： 天草市いじめ問題対策連絡協議会は、いじめ防止等に関係する機関及び団体の連携を図るための組織である。教育委員会の附属機関として天草市いじめ防止対策審議会があり、いじめ防止のための取り組みや、外部専門家から意見を聞き、学校で把握したいじめに対して、法第23条のいじめに対する措置として支援や助言等を行っている。

行合委員： この資料にある再調査委員会というのが、一般的にいう第三者委員会と同じなのか。

赤星学校教育課長： まずは、いじめ防止対策審議会で調査を行い、その後、再調査委員会にかけられることになる。

行合委員： いじめ再調査委員会はこれまでに開かれたことはあるのか。

石井教育長： これまでにはない。天草市の場合、このいじめ防止対策審議会で色々ご意見やアドバイスをいただいている。

行合委員： それぞれ専門家が集まっており、色んな方面から1つの問題が起きた時には、検討できる人選であろうと思っている。

石井教育長： ほかに質問等はないか。なければ議第26号については承認してよろしいか。

(全員承認する)

議第27号 第3次天草市学校給食基本計画の策定について

石井教育長： 事務局より説明をお願いします。

緒方学校給食課長： 第3次天草市学校給食基本計画の案をご覧いただきたい。Ⅰ計画の策定、Ⅱ現状と課題、Ⅲ基本方針、Ⅳ具体的な施策という組み立てである。

Ⅰ計画策定の背景・趣旨だが、天草市教育委員会では平成25年3月に第1次天草市学校給食基本計画を策定し、平成29年7月に第2次基本計画を策定して、食育の推進、学校給食の充実、地産地消の推進などに取り組んできた。今回、第2次基本計画が令和4年度末で終了したので、第3次基本計画を策定して学校給食の充実に取り組む。計画の期間は、第3次天草市教育振興基本計画が令和11年度までとなっているため、それと整合を図るために、計画期間は令和5年度から令和11年度までの7年間としている。

Ⅱ現状と課題として、(1)児童生徒数の減少について、令和5年5月1日現在の天草市の児童生徒数は5,155人となっており、今の出生数で推計すると令和11年度は4,081

人となり、約 20%減少する見込みである。(2)学校給食の実施状況は、令和5年5月1日現在、市内の小学校17校、中学校13校、幼稚園3園の5,205人の子供たちに給食を提供している。(3)学校給食調理場の施設の老朽化において、学校給食センターは6センター、単独調理場が有明小・中学校で、合計8つの学校給食調理場がある。そのうち御所浦学校給食センターと天草学校給食センターは35年以上経過しており、老朽化が進んでいる現状である。(5)衛生管理基準への適合化は、8つの学校給食調理場のうち、2施設がウェットシステムとなっている。文部科学省が定める学校給食衛生管理基準では、ドライシステム導入が推奨されており、改修が必要となる。2施設は御所浦と天草学校給食センターである。2.学校給食の課題としては、老朽化した施設の整備や統廃合が必要である。これまでの統廃合について、本渡と新和が今年の8月に統合、牛深と河浦が平成31年4月に統合している。平成30年4月に浦和小、島子小、大楠小が統合して有明小になっており、6つの学校給食センターと2つの調理場がある。(2)地産地消の推進で、熊本県内産地産地消率において、令和4年度天草産の地産地消率は品目ベースで21.8%となっている。天草市の独自調査では、調味料や牛乳、材料等を除いた内容は重量ベースで換算すると天草産は44.16%、金額ベースでは天草産は43.64%という結果である。(5)学校給食調理業務などの民間委託の推進では、一部のセンターでは平成28年4月から民間委託を実施している。今後も職員の減少に伴って他の調理場についても段階的に委託を実施していく必要がある。技能労務職員数の推移で令和5年4月1日現在は全部で27名、うち学校給食調理に携わる職員は15名である。採用がなく、定年で退職していくため、職員数も段階的に検討していく。(6)学校給食費の未納対策では、学校給食費は令和2年から私会計から公会計に移行し、現在4年目である。令和3年度の新入生からは児童手当からの代理納付の同意書を徴収し、児童手当からも徴収できるように対策を講じている。未納対策として児童手当からの代理納付、未納通知の送付、電話や家庭訪問による納付相談等を行っている。4月末現在、令和3年度の未納については28名で127万8,568円であり、全体の0.4%が過年度分として残っている。

Ⅲ基本方針として、1.食育の推進、2.学校給食の内容の充実、3.地産地消の推進、4.安全管理・衛生管理の徹底、5.学校給食調理場の統廃合の推進、6.学校給食調理業務などの民間委託の推進を掲げている。

Ⅳ具体的な施策として、1.食育の推進、2.学校給食の内容の充実、3.地産地消の推進では本計画期間内において30%を目指すよう取り組む。4.安全管理・衛生管理の徹底、5.学校給食費の未納対策の徹底については、令和5年度中に学校給食費未納対策マニュアルを作成し、未納対策をさらに徹底する。6.学校給食調理場の統廃合の推進だが、(1)本渡・新和地区は本渡学校給食センターが令和4年8月に運用を開始したので、そのまま存続する。(2)牛深・河浦地区は、平成31年に河浦学校給食センターを廃止し、牛深学校給食センターに統合している。牛深が建築後15年経過し、調理器具の補修が多いため、大規模改修を行いそのまま存続する。(3)御所浦学校給食センターは、建築後36年が経過し、老朽化が著しいために改修を行い、存続する。(4)倉岳・栖本地区については、平成27年8月に栖本学校給食センターの大規模改修を行い、倉岳と統合した。栖本については器具の対応年数を見ながら現状のまま存続する。(5)五和地区については、五和学校給食センターを現状のまま存続するが、今後、大規模改修が必要な場合や大幅な児童生徒の減少があった場合は、統合を視野に入れて検討する。(6)天草学校給食センターについては、築後42年経過しているが、平成15年に大規模改修を行っており、現状のまま存続する。ただし、改修後20年が経過しているため再度の改修を検討する必要がある。児童生徒数の減少など、現状を見据えた上で検討を行う必要がある。(7)有明地区については、有明小・中学校の調理場があるが、児童生徒数の減少や、有明中学校が築18年経過しているため、機械や調理器具の大規模改修が

必要になる場合は、小中学校の調理場の統合を検討する。具体的には、有明小学校が築5年と新しいため、中学校も一緒にできないかを検討する。7. 学校給食調理業務などの民間委託については、平成28年4月から牛深、御所浦、五和学校給食センター、平成30年4月からは栖本学校給食センターを民間委託している。今残っているのが本渡と天草学校給食センター、有明小・中学校の調理場だが、本渡学校給食センターについては、令和7年4月を目標に学校給食調理業務と配送業務の民間委託を検討する。有明小・中学校の調理場については、職員数も減少していくため、状況を見ながら検討を行う。民間委託の業務の範囲が食材の検収、学校給食の調理と配送、食器具・調理場の洗浄や清掃であり、献立の作成や食材の購入、施設の維持管理は市で行う。

木下委員： 第2次から第3次の計画を策定するにあたって、変更された箇所を教えてください。また、地産地消の推進で、天草産の地産地消率が21%で、今年度から30%を目指すと言われたが、なぜ県に比べて地産地消率が低いのかを教えてください。

緒方学校給食課長： 変更点については、調理場の統廃合において前回までの計画では、有明小・中学校はこのまま存続するということがあったが、児童生徒数の減少や施設の老朽化も調理場の統合を検討するところで前回の計画と違っている。民間委託について、本渡学校給食センターも令和7年4月開始を目標に民間委託実施を検討することを新たに盛り込み、天草、有明小・中学校についても民間委託について検討することを入れている。

なぜ、天草の地産地消率が低いのかというご質問だが、河浦や新和など統合したところで、結構、地元産を使われていたという現状があり、統合したことにより天草産の使用が減少した状況である。

木下委員： なるべく地元のものを使っていきたい気持ちはあるということですね。

緒方学校給食課長： 供給量が多いため、提供することが難しい。

吉森委員： 食品の検査は定期的に検査とあるが、どのような体制で行われるのか。

緒方学校給食課長： 原材料の検査については、回数までは把握していないが、定期的に原材料の一部を検査している状況である。

木下委員： 学校給食センター別内訳で、栄養士が各センターにいるのか、兼務しているのか教えてください。

緒方学校給食課長： 学校給食センターの6施設については、県職員の栄養士が配置されている。有明小・中学校については、栄養士が配属されていないので栖本学校給食センターの栄養士が兼務している。

木下委員： 有明だけがおらずに、あとは牛深、御所浦、五和、天草もおられるということですね。

石井教育長： 有明小・中学校は単独調理場であり、県の定数配置では4校で1人となっている。統廃合などがあり、一昨年まで加配があったが、昨年からはついていないので、繰り返し要求していく。

木下委員： 牛深・河浦地区は、大規模改修を行いそのまま存続、御所浦地区は36年経って、改修を行いそのまま存続すると言われたが、改修はいつから行う計画なのか。

緒方学校給食課長： 具体的に何年度から行うというのはまだ予定していない。このまま機械の状況を見ながら改修をしていきたい。

木下委員： 36年経っているのに、困り感はないのですね。

緒方学校給食課長： 現場を見ると、綺麗に使われている印象である。建物の雨漏りが心配という声も聞いたので、今から調査をして改修年度を決めていきたい。

吉森委員： ドライ運用は既存の設備を使って運用面だけなのか、それとも新たに機材設備を導入する必要があるのか。

緒方学校給食課長： 御所浦と天草がウエット方式だが、極力、調理場の床を濡らさないドライ運用で実施している。施設を大規模改修になったらドライ運用方式にすることになる。

平道委員： 2. 学校給食の内容の充実で、(2) 様々な項目に対応できるような良質なものである必要がある、(3) のきめ細やかに対応する、に関して、アレルギーを持ち、一部除去可能

な子供について、例としてつなぎの牛乳や卵はOKが出たが、学校給食のパンが食べられない場合についてお尋ねしたことがあった。学校給食の食パンには、通常の市販の乳成分、脱脂粉乳の量が結構入っており、食べられないと聞いたことがある。つなぎが市販の量を食べられる子供に対して、外部委託になった時には、取り寄せて食べさせていただけると、細やかな対応という認識でいいのか、そこまではできないのか。

緒方学校給食課長： 現在は、アレルギー調査を各学校にさせていただき、例えば、卵や牛乳がダメだという医師の診断に基づいて、給食にあった場合は除去するというようにしている。外部委託になっても食材の調達も、市で行うことになっている。

平道委員： 医師の先生の診断があれば可能なのですね。そういう子は試験で食べさせ続けなければならぬので、家では食べさせているが、学校のパンだけは食べられないという現状があり、医師の先生からそういう現状があるから、書類上は許可が出せないと聞いたことがある。

緒方学校給食課長： 現状でその診断に基づいて対応している。

池崎委員： 給食費未納対策はだいぶ解消されていると思うし、前は回収が難しかったような部分があったと思う。何年か分の未納があると言われたが。

緒方学校給食課長： 未納は丸々1年の方や何か月という方もいる。口座引き落としができなかった時は、納付書を送って納めていただくとしているが、なかなか納めていただけないときは、電話や家に訪問する対策をしている。

池崎委員： 家庭の状況も色々あるだろうが、ネグレクト等、子供に関わってくるなら問題である。特に未納に関しては、今後、国が無償化をしていくと言っているが、これに関してはどうか。

平野教育部長： 国が学校給食費の無償化について検討すると新聞等にもあったが、全ての学校が学校給食を提供しているわけではなく、調整が難しいなど、その後の情報は入っていない状況である。無償化だと未納もなくなるが、天草市単独で給食費3億円を全額負担することは難しい。

行合委員： 給食費の未回収分はあるということか。

緒方学校給食課長： 令和2年度から公会計に移行し、その後についてはある。

石井教育長： 公会計になったために、学校の先生の負担は減ったが、学校給食課の負担感はある。無償化になると負担もなくなるが、今のところまだ大きな進展はない。ほかに質問等はないか。なければ議第27号については承認してよろしいか。

(全員承認する)

(5) 協議・報告

(1) 令和5年度学校評議員について

石井教育長： 事務局より説明をお願いします。

赤星学校教育課長： 本件は、天草市立幼稚園の学校評議員であり、3園とも再任で、各園2人ずつの計6人である。本渡南幼稚園の向博俊様、濱崎美智子様、本渡北幼稚園の丸田千並様、丸山淳子様、亀場幼稚園の井上数馬様、梶原由希子様である。

石井教育長： 何か質問等ないか。

(2) 国指定重要文化財「祇園橋附石造記念碑」保存修理検討委員会について

石井教育長： 事務局より説明をお願いします。

大石文化課長： 国指定重要文化財に規定されている祇園橋附石造記念碑について、令和元年度に毀損や傷みが発見され、その修復方法を検討したい。この文化財の修理内容等を検討し決定するにあたり、専門的見地から参考意見を聴取するために天草文化財保護審議会条例第5条に基づき、国指定重要文化財祇園橋附石造記念碑保存修理検討委員会を設置

するものである。委員会の役割は、当該文化財の現況及び毀損の状況、周辺環境等を踏まえた上で文化財の適切な保存修理を実施するために必要な歴史、石材、構造力学耐震、保存科学等、各分野における専門的見地からの検討を行い、指導助言を受けるものである。委員は、独立行政法人東京文化財研究所の朽津信明様、御所浦白亜紀資料館長の長谷義隆様、天草市文化財保護審議会委員の前川清一様、熊本県文化財保護審議会長の山尾敏孝様の4名を予定している。なお、任期は令和5年6月1日から令和7年5月31日までの2年間である。

石井教育長： 何か質問等ないか。

(3) 天草市文化的景観学術検討委員について

石井教育長： 事務局より説明をお願いします。

大石文化課長： 本委員会は重要文化的景観地区である崎津今富地区の保全事業等について、総合的に検討していくため設置するものである。世界遺産登録以前にも設置していたが、今回、文化的景観保存計画の改定や重要な構成要素であるトウヤ・カケなどの保存に関する専門的協議が必要なため、改めて設置したいと考えている。なお、文化的景観に関しては整備管理委員会も設置しているが、こちらは、崎津今富地区における公共工事のデザイン誘導を中心に検討しているものとなる。委員は、熊本大学で景観学コミュニティ学専門の田中尚人准教授、同じく熊本大学で景観学、都市景観デザイン工学が専門の星野裕司教授、文化庁との繋がりもあり、文化的景観が専門の国立文化財機構奈良文化財研究所の恵谷浩子研究員、最後に天草のすまいとまちなみ研究室でヘリテージマネージャーの畑元正司代表である。なお、ヘリテージマネージャーとは建築の専門家で、歴史文化遺産の保全活用の手法を取得した方を言う。また熊本大学の田中准教授、星野教授については、整備管理委員会の委員にも就任いただいております。両委員会の連携も図っていきたくと考えている。任期は令和5年7月1日から令和7年6月30日までである。

木下委員： 文化的景観保存と説明があったように、崎津今富地区をどのような構想を持って、どのように変えていこうと考えておられるか。

大石文化課長： 基本的に変わるというよりは、どのように今の状況を維持し、後世に伝えていくかという取り組みになろうかと思う。ただ、世界遺産登録から5年経過しており、構成範囲の中の建物等も老朽化が進み、中には改修や解体したいという相談もあり、そういった時にそれぞれ全てが重要なので、こういった形で修復できないかとの相談をお願いしたり、文化課でも修復に関する補助制度があるので、その周知と具体的にトウヤ・カケの状況をどうしていくのかというのを専門的な先生からご指導いただき、計画を作っていく形になっていくので、いかにして後世につなげていくかという研究になろうかと思う。

行合委員： 田中准教授の先端科学研究に魅力を感じた。改修や次の世代にどういう風に維持、存続させていくかと言われたが、先端科学を利用した保存の方法等も考えておられるのか。

大石文化課長： 田中先生は土木の専門という認識である。先端科学研究部だが土木やトウヤ・カケ等、そういった部分で、当然、専門のところからよりいいアイデア、ご意見を示されると期待している。

石井教育長： ほかに何か質問等ないか。

(4) 令和5年6月行事予定について

石井教育長： 事務局より説明をお願いします。

本多教育総務課長： 6月4日は第38回天草宝島国際トライアスロン大会が開催される。3日には小学生を対象としたキッズアクアスロンが開催される。また4日は熊本地震犠牲者への追悼と平和への祈りを込めたコンサート、レクイエムプロジェクト長崎in天草2023が天草市民センターで開催され、天草小学校の子供たちも合唱で参加する。6月市議会定例

会は12日から開会し30日まで、26、27、28日に一般質問が予定されている。14日から学校訪問が始まる。郡市中体連大会が17、18日に予定をされている。29日は教育委員会定例会、同日に総合教育会議も予定している。

石井教育長： 何か質問等ないか。

(5) 令和5年度天草市奨学生の決定について

石井教育長： 事務局より説明をお願いします。

本多教育総務課長： 今年度の天草市奨学生が決定したので報告する。令和5年度の天草市奨学生貸与制度における奨学生として名簿のとおり決定した。5月22日に天草市奨学生選考委員会委員6名に選考していただいた。今年度の奨学生志願者は1名で、成績や世帯全員の所得、連帯保証人等の要件について審議していただき、奨学生とすることを決定した。また対象が今回1人と全体的にも減少しており、昨年見直しが必要ではないかというご意見もいただき、現在の奨学金制度と市町合併後の状況や他市の奨学金制度等について説明し、色々なご意見をいただいた。具体的には現在、奨学金が他の奨学金との併用ができないと条例で定めているが、給付の奨学金とは併用ができるのではないかとご意見もいただいた。また、金額が国や県、他市の金額よりも少し低いので金額の見直しが必要など、奨学金自体が実際には貸付けであり、返還していただく借金となるので、金額はどこが適当なのかというところもある。また、地元に戻ると奨学金返還を支援するなどの処置をされている自治体もあり、研究できないかという意見があった。今後の調査研究に向けて今回、色々なご意見をいただいたところである。

木下委員： 金額3万円はもう少し上げてもらうと助かるのか、優遇措置とかあればいいと思う。

池崎委員： これまで貸与した分の返還はスムーズに行われているのか。

本多教育総務課長： 極力払っていただいているが、滞納している方もおられる。こちらとしても返還いただけるようお願いはしている。

石井教育長： 就職して返していく場合、どのぐらいが妥当なのか。貸与金額をあまり高くしても返せないで、今後、事務局の方でも検討して、またご提案したいと思う。ほかに何か質問等はないか。

7 その他

石井教育長： 教育委員又は事務局から何かないか。

吉森委員： コロナが5類へ移行し、対応の仕方について委員会で変わった点があれば教えてほしい。

本多教育総務課長： 基本的には5類に移ったのでインフルエンザ等と同じで、マスク着用も個人の判断である。市としても通常の手洗い等はしっかりやるという対応である。

松本学校教育課長補佐： 2類から5類になり、ワクチン接種や副反応でも出席停止だったものが一切なくなり、ご家族に基礎疾患があり、どうしても出席できないといった場合、出席停止にできる可能性があるぐらいで、基本的には陽性になった場合のみである。

木下委員： 音楽の授業や部活動などはどうか。

松本学校教育課長補佐： 基本的に制限はない。

8 閉会

石井教育長： 事務局から他に何かないか。なければ以上をもって、本日の会議を閉じる。大変お疲れさまでした。